

林野火災にご注意を

【問合せ】

農林課 農地林務係

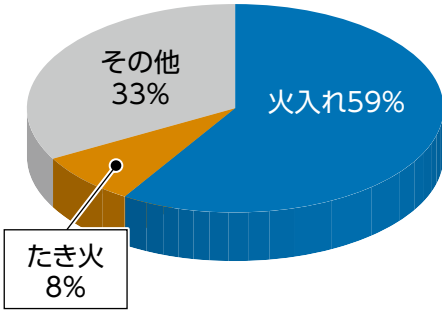
☎77316663

春は空気が乾燥し、風が強いため林野火災が起きやすい季節です。

森林や森林に近接している土地での野焼きは、原則法律で禁止されています。野焼きを行う場合は、事前に農林課に申請し、許可が必要です。野焼き（火入れ）やたき火を行う農業者は、気象状況や周辺の状況に注意し、消火用の水を近くに用意し、火の後始末を確実に行いましょう。また、タバコのポイ捨ては行わないでください。

林野火災を発見したら、すみやかに消防（119番）にご連絡ください。

林野火災の出火原因
(平成29年度新潟県内)



出火原因は火の取扱いの不注意によるものが多いです。

「はかり」の定期検査を受けましょう

【問合せ・申込み】

商工観光課 商工振興班

☎77316665

売買などの取引や業務上の証明行為などに使用する「はかり」は、計量法で2年に1回の定期検査が義務付けられています。定期検査を受けていない「はかり」や不合格の「はかり」を使用すると、計量法で罰せられることがあります。

前回検査を受けた人と事業所に、事前調査書を送付します。必要事項を記入し、商工観光課に返送してください。

新しく事業を始めた人など、事前調査書が届かない場合は、お問い合わせください。

定期検査対象の「はかり」例

- ・ 商店・露店・行商などで、商品の計り売りに使用するもの
- ・ 病院・薬局などで、薬の調剤に使用するもの
- ・ 病院・医院・診療所・学校・幼稚園・保育園などで、健康診断・身体検査用に使用するもの（体重計）
- ・ 運送業者などが、貨物運賃の算出などに使用するもの（宅配便の取次店を含む）
- ・ 農業・漁業などに従事する人が、

農産物・水産物などの売買や出荷のために使用するもの（農協などで、再計量するものは除く）

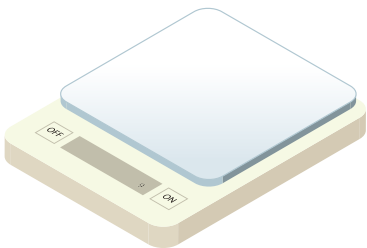
・ 工場・事業所などで、原材料の購入・製品の販売・出荷や納品検収用に使用するもの

・ 公共機関への報告や公共機関が行う統計の公表などに使用するもの
・ 大型計量器や土地、建物に固定された計量器を所有している事業者（計量士による代検査の対象となります）

その他

事前調査の結果で対象者となった人に、一般社団法人新潟県計量協会から検査日のおおむね1週間前に検査通知書（検査日時・会場を明記したはがき）が届きます。

検査手数料は、検査当日に現金でお支払いください。その場で領収書を交付します。



平成30年度 特定計量器定期検査の日程

会場	期日・受付時間	
塩沢公民館	6月11日(月)	10:00~11:30 13:00~15:30
	6月12日(火)	9:00~11:30 13:00~15:30
	6月13日(水)	9:00~11:30 13:00~15:30
	6月14日(木)	9:00~11:30 13:00~15:30
	6月15日(金)	9:00~11:30 (午前のみ)
コミュニティホールさわらび	6月18日(月)	10:00~11:30 13:00~15:30
	6月19日(火)	9:00~11:30 13:00~15:30
	6月20日(水)	9:00~11:30 13:00~15:30
	6月21日(木)	9:00~11:30 (午前のみ)